

四 固定式荷役機械及び軌道走行式荷役機械

五 廃棄物埋立護岸

1.4 技術基準と他の法令との関係

港湾法第五十六条の二の二の規定に基づき、他の法令の規定の適用がある場合には、当該法令の規定によるほか、この技術基準が適用される。

1.5 技術基準への適合性確認制度

1.5.1 適合性確認制度の意義

技術基準の性能規定化に伴い、自由な発想に基づく設計が可能となっているが、一方で、その設計が技術基準に適合していることを確認するための枠組み（セーフティネット）も必要であることから適合性確認制度が導入されている。適合性確認制度は、公共の安全または公益上重要な施設を対象として、従来の港湾管理者等による審査に加えて、国（国土交通大臣）または技術力のある第三者機関（国土交通大臣の登録を受けた者：登録確認機関）が技術基準に適合しているかの確認を行う制度であり、安全性のダブルチェックを図るものである。

1.5.2 適合性確認の対象施設

適合性確認の対象施設は、技術基準対象施設であって、公共の安全その他の公益上の影響が著しいと認められる施設であり、**港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）第28条の2**で規定されている。対象施設は下記のとおりである。これらの施設については、**港湾法第56条の2の2第3項**に定められる確認が必要とされる。

(1) 適合性確認の対象施設

- 外郭施設
- 係留施設（水深7.5m以上の係留施設、危険物積載船、旅客船または自動車航送船に係留するための係留施設及びレベル2地震動への耐震性を有する係留施設、海洋再生可能エネルギー発電設備等が備える係留施設）
- 臨港交通施設のうち道路及び橋梁
- 固定式荷役機械及び軌道走行式荷役機械（港湾計画において大規模地震対策施設として定められているもの）
- 廃棄物埋立護岸
- 海浜
- 緑地及び広場（港湾計画において大規模地震対策施設として定められているもの）

なお、国土交通大臣が定めた設計方法を用いる場合には、適合性確認の対象施設であっても施設の種類及び規模によっては上記確認が不要である。国土交通大臣が定めた設計方法とは、国土交通大臣告示「**港湾法第五十六条の二の二第三項ただし書の設計方法**」に定められる方法であり、施設ごとに設計方法が定められているので注意されたい。図－1.5.1に適合性確認の流れを示す。また、表－1.5.1に技術基準対象施設と適合性確認の対象施設との関係を示す。